

大阪市立 開平小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「確かな学力を身につけ、心豊かでたくましく未来を切り開く子ども」育成のために「大阪市立開平小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

《人権教育の充実》《自他の尊重》

- 各学年の課題に応じた「人権教育指導計画」を策定し実践を進める。
 - ・ ともに学ぶ仲間の心を傷つける言葉や差別発言をしない・させない・許さない集団を育てる。
 - ・ 子ども一人一人を大切にした人権教育を進めるとともに教職員自らも人権感覚の向上をめざす。
- 子ども一人一人が、互いの違いを認め合い支え合う仲間づくりをすすめる。
 - ・ 「生活指導連絡会」「特別支援教育連絡会」を中心に、きめ細かい実態把握に努め、児童を取り巻く状況を教職員全体で情報共有し、課題の早期発見と適切な指導と対応に努める。

《伝統の継承》

- 言語環境を整え、礼儀正しくきちんと挨拶やていねいな言葉遣いのできる子どもを育てる。
 - ・ オアシスの励行…「おはようございます」（特に正門での朝の挨拶の励行）
「ありがとうございます」「失礼します」「すみません」等、日常において礼儀正しく挨拶ができる子どもを育てる。
 - ・ 目上の人に対して、発達段階に応じて適切に敬語を遣うことができる児童を育てる。

《規範意識の醸成・道徳教育の充実》

- 社会生活におけるルールやマナーなど、守るべきことをしっかりと守る児童を育成する。
 - ・ 校内安全・挨拶・服装を整えることの徹底を図る。また、登下校に関する指導を徹底し、安全に関する規範意識の向上をめざす。
 - ・ 考え議論する「特別の教科 道徳」へ向け授業改善を図る。

《集団育成》

- 「なかよし班活動」を通して、共に学び互いに支え合うことのできる児童相互の絆づくりに努める。

《「しん」の強い子》

- 「自分ができることをする」「自分の考えを持ち、伝える力をつける」「自分で選択し、決定する力をつける」といった目標を通じて自分の行動に責任を持つ子どもの育成をめざす。

- 子ども自身が学んだことや考えたことを自ら発信したり、目標に向かって頑張ったことを認めあったりするなど、個々の自己肯定感を高める取り組みを推進する。

《情報モラルの育成》

- インターネットやスマートフォン、携帯電話の利用について、メール等で重大事案が発生している状況を踏まえ、各学年において発達段階に応じて指導をすすめる。
 - ・ P T A 等様々な機会を通じて、保護者に向けた啓発を行い協力して進める。

《自立心・自律性》

- 「大阪船場ロータリーとの連携」を継続し、5年生においてキャリア訪問を実施する。

《伝統の菜園活動・地域連携》

- ルーフガーデンを中心に様々な草花や野菜を栽培し、仲間と共に活動する楽しさや協力しあう喜びを通して豊かな心を育てる。（開援隊栽培班との連携）

【愛珠幼稚園との連携】

- 愛珠幼稚園との幼小交流活動を通して、年少の子どもを助けたり大切にしたりして人をいたわるやさしい心を育てる。（5年生のプール交流、1年生の給食参観など継続して行う）

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

《個に応じた指導》

- 国語、算数において個に応じた指導を徹底する。（算数を研究教科として実践を進める）
 - ・ 子ども一人一人が「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を感じる学習指導の充実を図り、自ら進んでひたむきに学習に取り組む開平の子どもを育成する。

《授業力の向上》

- 教員一人一人が年1回以上の研究授業に取り組み、教師力指導力の向上に努める。
- 教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、授業改善、指導力向上のための研修に全校あげて取り組む。
- 学校教育 I C T 活用事業に沿った実践を各学級で計画的に進めるとともに、地域財団支援事業による教材を活用し、全学年で新たなプログラミング教育を進める。
- 算数科の TT による指導、専科指導、教科およびチーム担任制等により、全教職員が授業力向上のため研究・研修等を進め、授業内容の工夫を図る。

《基礎基本の定着》

- 「読み・書き・話す・計算」などの基礎的・基本的な知識と技能を確実に定着させる。
 - ・ 学年の発達段階に応じて徹底して習得することができるよう、学習環境の整備・教材開発を進める。

《特別支援教育の推進》

- 「共に学び共に育ち共に生きる」教育の理念に基づき、障がいのある児童を核にした

特別支援教育を推進する。

- ・ 「個別の指導計画」をもとに一人一人の教育課題を明確にし、保護者や関係機関との綿密な連携のもと、効果的な指導や適切な支援を進める。
- ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をクラス担任および特別支援学級担任で共有し、児童の成長・発達とともにめざす取り組みを進める。
- ・ 学習内容の工夫や多様な指導形態について検討を進め、あらゆる教育活動を通して学校全体で特別支援教育を推進する。（特別支援教育に関する教職員研修の実施及び低学年からのインクルーシブ教育の授業実践を進める）

(2) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成及び自己有用感を高めるために

1. 「人権教育・啓発推進計画」の基本姿勢

(1) 目標

「自主・創造の精神に富む、心豊でたくましい子どもの育成」の目標のもと、すべての教育活動を通して、豊かな人権感覚を身につけ、共によりよく生きようとする態度や行動ができる児童の育成をめざす。

(2) 基本姿勢

「仲間を大切に互いに協力し、学びあう子どもを育てる」という重点のもと以下の4つの基本的な姿勢で人権教育を推進する。

- ① 人権に関する様々な問題について考えることを通して、差別や不合理・矛盾に気づく感性を養い、科学的認識を育てる。
- ② 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような実践的態度や能力を育てる。
- ③ 一人一人のよさを認め、互いに尊重し支え合う集団の育成を図り、共によりよく生きていこうとする態度や行動力を育てる。
- ④ 「人権教育指導の手引き」や人権に関する有効な教材を活用したり、参加体験型の学習を積極的に取り入れたりするなど、指導法の工夫・改善を図る。

2. 「人権教育・啓発推進計画」の推進体制

- 人権教育推進委員会を設置し、校内における人権教育・啓発推進計画の企画・立案を図る。
- 人権教育推進委員会の構成は、以下のメンバーとする。
校長、教頭、教務主任、人権教育主担者、研究部長

3. 「人権教育・啓発推進計画」の具体的方策

(1) カリキュラム（人権教育年間指導計画）

ア. 自尊感情（セルフエスティーム）やコミュニケーション能力（アサーティブネス）の系統性を考慮したカリキュラムの検証を図る。

イ. 人権に関する教材の活用や参加体験型の学習等、学習内容や活動構成を工夫する。

(2) 教育内容と教育方法

ア. 子ども人権（いじめ・不登校・虐待等）、特別支援教育について重点的に取り組む。

イ. 互いのよさに目を向け、自他共に認め合える集団の育成を図る。

ウ. 参加・体験型の学習を活用する。

(3) 教職員研修

ア. 確かな学力の定着を図る学習指導の工夫、人権教育の推進、英語教育の充実を目指して研修に努める。

イ. 人権教育カリキュラムに基づいた実践を通して、その改善を図っていく。

ウ. 人権教育研修会、人権教育実践交流会を行う。

4. 学校・家庭・地域の連携

ア. 学校支援ボランティア「開援隊」と連携した教育活動を推進する。

- ・ クラブ活動支援
- ・ 栽培活動支援
- ・ 登校指導支援
- ・ 学校図書館支援

イ. 必要に応じてPTAによる人権をテーマにした事業を開催し、会員の人権意識高揚を図る。

ウ. 地域の人権教育講座等に参加し、広く会員への啓発活動に努める。

エ. 地域の企業・事務所を中心とした、キャリア教育を推進する。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

◎ 本校では、複数の教職員が関わるような体制づくりを行っている。専科による教科指導や低学年部会、中学年部会、高学年部会の中で、習熟度別少人数指導の充実

や担任による交換授業など、複数の教員による児童への関わりをもち、児童の様子を観察している。また、週に一度は必ず学年部会を開き児童の様子や学習の取組について情報交換を行っている。情報交換の場については、定期的にだけでなく、必要な機会に応じて実施している。

- ◎ 生活指導連絡会及び生活指導全体会、学力保障連絡会、特別支援教育連絡会等、児童の様子や取組状況を全教職員で共通理解を図る場を設けている。
- ◎ 児童の変化を記録（5W1H）する。また、アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）を実施する。
- ◎ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する。
- ◎ 校長室を教育相談室とし、児童や保護者、教職員が相談しやすい環境づくりを行っている。

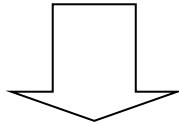
5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- いじめを発見
 - ・ いじめが疑われる児童の言動に注意を払い、目撃する。
 - ・ 児童・保護者からの訴えを聞く。
 - ・ 児童の日記や生活記録等に気になることばを発見する。
 - ・ アンケートや教育相談から児童の話を聞く。
 - ・ 教職員や地域等からの情報収集をする。

- 被害児童への支援
 - ・ 共感的に受けとめる対応や支援をする。
 - ・ 被害児童や保護者の考え方や思いをよく聞き、医療機関・スクールカウンセラー・こども相談センター・家庭児童相談所等と連携をし、ケアを行う。

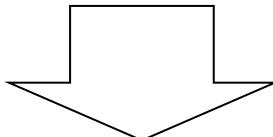


○ いじめ防止対策委員会の開催

- メンバー：管理職（委員長：校長）、教務主任、生活指導部長、養護教諭、担任、当該児童に関わりのある教員

- ・ 役割分担：児童からの聞き取り、聞き取り後の対応、児童のケア、保護者対応等する。
- ・ 状況把握：聞き取った内容を時系列で整理する。
- ・ 対応方針の整理及び確認する。今後の対応策を検討し、役割分担を行う。

※ 必要に応じて警察と連携



○ 対応 1 ・ 管理職に報告し、担任・生活指導部長、養護教諭が把握を行うとともに、注意や指導を行う。 《 からかい、無視等 》	○ 対応 2 ・ 管理職や生活指導部、教務主任、養護教諭を含めた学校全体で共通理解を図り、指導や改善を行う。 《 陰口、仲間はずれ等 》	○ 対応 3 ・ 警察や関係機関と連携して学校内で指導を行う。 《 暴言、誹謗中傷、暴力等 》	○ 対応 4 ・ 教育委員会が主導的に役割を担い、出席停止措置を行うとともに、警察や関係機関等と連携して学校外で指導を行う。 《 脅迫、強要、恐喝、重度の暴言、誹謗中傷、暴力等 》	○ 対応 5 ・ 学校・教育委員会から、警察やこども相談センター等、外部機関に対応の主体を移し対応を行う。 《 脅迫、強要、恐喝、重度の暴言、誹謗中傷、暴力等 》
担任・生活指導部長、養護教諭が対応し、解決を図る。	担任・生活指導部長、養護教諭とともに、管理職・教務主任が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。	管理職が警察・こども相談センター、家庭児童相談と連携し、指導計画を立て、学校で指導するとともに保護者にもはたらきかけ、家庭で指導する。必要に応じて被害届の提出をする。	教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・郊外で指導する。必要に応じて被害届の提出をする。	教育委員会主導で、警察・こども相談センター・児童自立支援施設等と学校の連携を図り対応する。必要に応じて被害届の提出をする。

※ 対応のあり方については、この限りでない。

- 第三者専門家チームの支援要請
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・第三者専門家チーム（弁護士や精神科医、臨床心理士、警察OB等から構成される専門家チーム）

※ 再発防止に向けて…継続的な観察・指導、保護者との連携、関係機関との連携

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ＜構成＞ 管理職・生活指導部長・生活指導部・教務主任・学級担任及び各学年部・養護教諭等
- ＜役割＞
- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う等。

【年間計画】

- ・ 委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会についてなどの各学校での具体的な取組内容を記入する。

【調査等】

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回
- 保護者対象いじめアンケート調査 年2回
- 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 年3回

【研修会及び連絡会】

- ・ 人権教育実践研修会（各学期に1回 年3回）
- ・ 生活指導連絡会または、生活指導全体会（毎月）
- ・ 特別支援教育全体会（各学期1回 年3回）
- ・ 小中連絡会及び小中連絡担当者会（年3回）
- ・ 幼小連絡会（適宜：年3～4回）など
- ・ 学年打ち合わせ（週1回）
- ・ スクリーニング会議Ⅱ（適宜）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 各連合地区における生活指導員及び民生委員、社会福祉コーディネーターとの連携
- PTA 役員及び実行委員との連携及び協力体制
- 学校協議会への提案・協力体制
- PTA 総会や、ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- 地域諸団体や関連機関の参加要請

(3) 取組内容の検証

- いじめに関する児童及び保護者アンケートの結果及び検証
- P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
- 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- 調査組織の設置や事実関係の明確化
- 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
- 教育委員会への報告
- 警察や臨床心理士等、こども相談センター等との連携
- 必要に応じて第3者委員会を設置

※ いじめ発見の際の流れ

